

障 第 235 号
令和元年6月7日

相 談 支 援 事 業 者 様
基幹相談支援センターの長 様
市町村障害福祉担当課長 様
障害者地域生活支援センター管理者 様
地域振興局健康福祉（環境）部長 様
中央福祉相談センター所長 様
身体障害者更生相談所長 様
知的障害者更生相談所長 様
児 童 相 談 所 長 様
精神保健福祉センター所長 様

新潟県福祉保健部障害福祉課長

令和元年度新潟県相談支援従事者現任研修の実施について（通知）

新潟県相談支援従事者研修実施要綱（平成20年6月17日付け障第411号新潟県福祉保健部障害福祉課長通知）に基づき、標記の研修を別紙のとおり実施しますので、職員の受講について御配慮くださるようお願いいたします。

なお、指定相談支援事業所に従事する相談支援専門員におかれましては、「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成24年厚生労働省告示第226号）、「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成24年厚生労働省告示第227号）及び「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成24年厚生労働省告示第225号）に基づき、5年度ごとに1回、本研修を受講することが必要ですので、該当職員の受講に遺漏ないよう御注意願います。

担当：障害福祉課在宅支援係 古川
TEL：025-280-5228（直通）
FAX：025-283-2062
E-mail：ngt040260@pref.niigata.lg.jp